

日帰り短期事業における医療的ケア加算の考え方

下記の利用証を持つ医療的ケア加算対象者の請求の考え方の例を示します。

(利用者証の内容) 区分：児・区分3 (240円/30分)、利用者負担額上限月額：4,600円

(日帰り短期事業利用時間) 15:00～17:00 (2.0h) (算定回数) 4回

(1) 対象者の利用中に看護職員等を配置し、医療的ケアを実施した場合

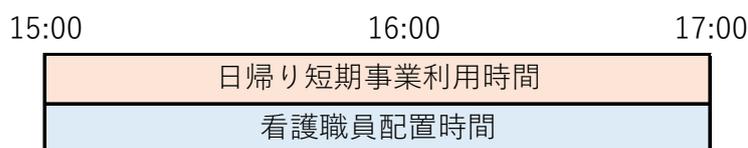


(看護職員が配置されていた時間帯) 15:00～17:00

(医療的ケア加算の算定時間) 2.0h (算定回数 4回)

- 日帰り短期事業費 (通常の算定額 + 医療的ケア加算の算定額)
(240円 × 4回) + (460円 × 4回) = 2,800円 . . . ①
- 利用者負担額計算 (① × 0.1)
2,800円 × 0.1 = 280円 . . . ②
- 請求額 (① - ②)
2,800円 - 280円 = 2,520円

(2) 対象者の利用中に看護職員等を配置したが、結果的に医療的ケアを実施しなかった、もしくは見守りのみ行った場合



(看護職員が配置されていた時間帯) 15:00～17:00

(医療的ケア加算の算定時間) 2.0h (算定回数 4回)

- 日帰り短期事業費 (通常の算定額 + 医療的ケア加算の算定額)
(240円 × 4回) + (460円 × 4回) = 2,800円 . . . ①
- 利用者負担額計算 (① × 0.1)
2,800円 × 0.1 = 280円 . . . ②
- 請求額 (① - ②)
2,800円 - 280円 = 2,520円

(3) 実際に医療的ケアを実施する時間のみ看護職員等を配置した場合



(看護職員が配置されていた時間帯) 15:00~16:00

(医療的ケア加算の算定時間) 2.0h (算定回数 4回)

●日帰り短期事業費 (通常 of 算定額 + 医療的ケア加算 of 算定額)

$$(240円 \times 4回) + (460円 \times 4回) = 2,800円 \dots \textcircled{1}$$

●利用者負担額計算 (①×0.1)

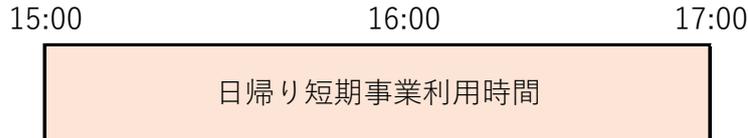
$$2,800円 \times 0.1 = 280円 \dots \textcircled{2}$$

●請求額 (①-②)

$$2,800円 - 280円 = \underline{2,520円}$$

※看護職員等を配置したが、結果的に医療的ケアを実施しなかった、もしくは見守りのみ行った場合も同様

(4) 対象者の利用時間中、看護職員等を配置しなかった場合



(看護職員が配置されていた時間帯) なし

(医療的ケア加算の算定時間) なし

●日帰り短期事業費 (通常 of 算定額 + 医療的ケア加算 of 算定額)

$$(240円 \times 4回) + 0円 = 960円 \dots \textcircled{1}$$

●利用者負担額計算 (①×0.1)

$$960円 \times 0.1 = 96円 \dots \textcircled{2}$$

●請求額 (①-②)

$$960円 - 96円 = \underline{864円}$$